

インバウンドプロモーション支援事業補助金 Q&A(追加募集分)

Q: 入会条件はありますか？

- いわて観光キャンペーン推進協議会の会員または会員団体に所属する事業者であれば入会できます。

Q: どうすれば入会できますか？

- 上記条件を満たしている事業者は、入会届を提出することで入会できます。入会を希望する場合は、下記までご連絡ください。

【問合せ先】

岩手県 商工労働観光部 観光・プロモーション室 国際観光担当(岩手県庁2階)

電話 : 019-629-5573 FAX : 019-623-2001

e-mail : AE0006@pref.iwate.jp

Q: 法人の住所が県外にあります、岩手県内の宿泊施設を運営していません。当該宿泊施設にかかるプロモーション活動を行う場合、補助対象となりますか？

- 当該宿泊施設がいわて観光キャンペーン推進協議会インバウンド部会の会員であり、当該宿泊施設が本県のインバウンド誘客に資する海外プロモーション活動を行う場合は、補助対象となります。

Q: 交付決定前に支払いをしていた旅費(航空運賃、宿泊費)も補助対象となりますか？

- 交付決定前に支払いを行ったものは、補助対象外となります。なお、出張者が個人として手配したものはこの限りではありません。

Q: 令和6年12月に行ったプロモーション活動は補助対象となりますか？

- 交付決定前に行ったプロモーション活動は、補助対象外となります。

Q: 補助対象となる経費はどのようなものですか？

- 航空運賃、宿泊費(国内経費を除く。)が該当となります。
なお、旅行会社を介して予約手配する場合、旅行会社に対する手数料は、補助対象外となります。

Q: 国内移動にかかる航空運賃は補助対象となりますか？

(例) いわて花巻空港→新千歳空港→海外の空港

→ 補助対象外となります。国外への渡航にかかる部分のみ補助対象です。

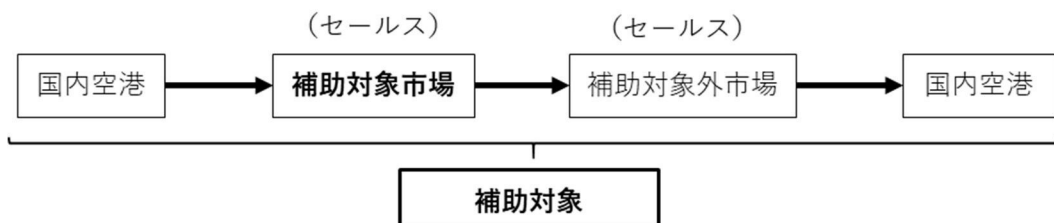
Q: 補助対象外の市場を含む行程となる場合、航空運賃はどこまでが補助対象となりますか？

(例) 国内空港→補助対象市場→補助対象外市場→国内空港

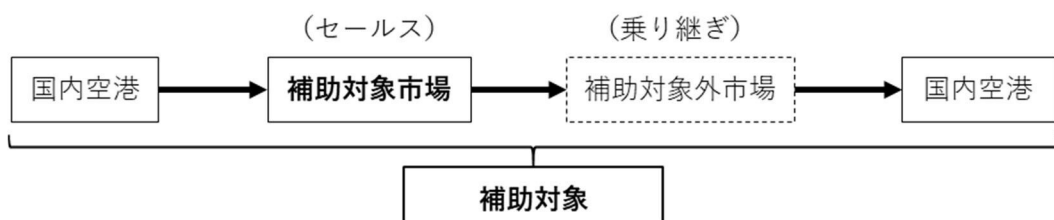
→ 原則として、補助対象市場への入国が単なる乗り継ぎと認められる場合(補助対象市場でのプロモーションを行わない場合など)を除き、出国から帰国までの航空運賃を補助対象とします。

なお、宿泊費は、補助対象市場における宿泊のみが補助対象となります。

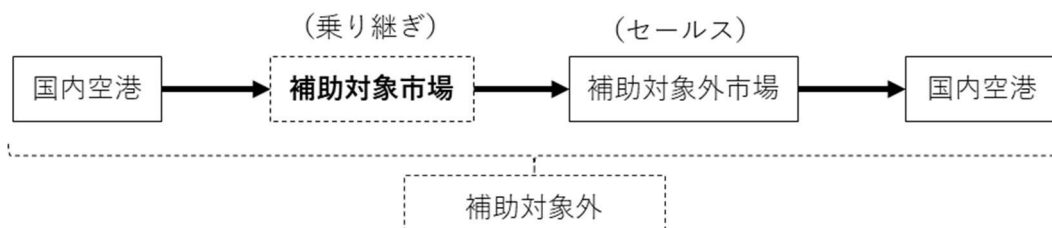
【例①: 補助対象外市場でもプロモーション活動を行う場合】



【例②: 補助対象外市場の空港で乗り継ぎを行う場合】



【例③: 補助対象市場の空港で乗り継ぎを行う場合】



Q: プロモーション活動で要した飲食代や現地交通費は補助対象ですか？

→ 補助対象外となります。

Q: 各種キャンセル料についても補助対象となりますか？

→ 補助対象外となります。

Q: 外貨で支払ったもののレート換算はどのようにすればよいですか？

→ 現地での両替証明書やクレジットカードの明細を提示してください。両替証明書をもとに換算する場合は、算出した日本円を余白に記載してください。なお、算出した日本円の1円未満の端数は切り捨てとなります。

Q: 補助対象の市場が限定されたのは何故ですか？

→ インバウンドの戦略的な誘客拡大を図るため、対象国・地域を、仙台香港線が新規就航した香港、今後の誘客拡大が期待されるタイ、誘客回復が遅れている韓国、中国に限定したものです。

Q: 1事業者あたりの申請回数は2回までとなりましたが、今年度、既に交付決定を受けている申請も回数に含まれますか？

→ 今回の追加募集より前に交付決定を受けている申請は回数に含まれません。追加募集に係る申請回数を2回までとします。

Q: 複数の事業者で合同事業を行う場合、1事業者でまとめて申請することはできますか？

→ 事業者ごとに交付申請書等を提出していただく必要があります。

Q: 補助対象事業者のうち「その他、知事が認める事業者」はどのようなところですか？

→ 県、市町村の観光協会、DMOを想定しています。

Q: 利用する便や宿泊施設が未定です。様式第2号(事業計画書)はどのように記載すればよいですか？

→ 予定で構いませんので、利用する可能性のある便や宿泊施設を記載してください。なお、宿泊施設は、宿泊する地域(「〇〇市内のホテル」)を記載することでも差し支えありません。

Q: 市町村等で実施している他の補助金との併用は可能ですか？

→ 本補助金の交付決定後、市町村等において、本補助金に上乗せ補助をすることは可能です。